

入 札 説 明 書

入 札 件 名 国立能登青少年交流の家シート等賃貸借業務
開 札 の 場 所 国立能登青少年交流の家 管理研修棟1階会議室
開 札 の 日 時 平成25年8月19日(月) 14時20分

- 第1 入札は別に公告(又は通知)した事項のほか、この説明書の定めるところにより行う。
- 2 入札に参加する者は公告(又は通知)に示した日時までに仕様書、図面、見本又は現品若しくは現場、契約書(案)を熟覧しておくものとする。
- 3 入札後においてこの説明書に掲げた事項および仕様書、図面、見本又は現品若しくは現場、契約書案の不知、又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 第2 入札者は別紙、提出書類一覧にある入札事前提出書類を提出し、当該入札の参加資格のある者であることの確認を受けなければならない。
- 第3 入札者が代理人であるときは代理権のあることを証明できる委任状を提出しなければならない。
- 第4 入札書は別紙様式により作成してこれを密封しその封皮の表面に入札件名、自己の氏名(法人にあってはその名称)、入札書在中と記載し公告(又は通知)に示した日時にこれを入札箱に投入するものとする。
- 第5 入札者は入札書を入札箱に投入した後においては、その開札の前後を問わずこれを引換え若しくは変更し又は取消すことができない。
- 第6 入札の執行中に入札場所において次の各号の一に該当する行為があると認められる者がある時はその者を入札場外に退去させることができる。
- ① 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした場合
 - ② 公正な価格を害し又は不正な利益をうるため連合した場合
- 第7 開札は公告(又は通知)に示した日時及び場所において入札者の面前で行う。
- 2 競争加入者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- 第8 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 第9 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
- ① 入札書に金額が記載していない場合
 - ② 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押していない入札書の場合
 - ③ 競争加入者本人の氏名及び押印(法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名及び押印)が記載していない場合
 - ④ 請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名が記載していない場合
 - ⑤ 代理人が入札する場合は、競争加入者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書の場合
 - ⑥ 一般競争において、公告に示した競争に参加するものに必要な資格のない者の提出した入札書の場合

- ⑦ 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書の場合
- ⑧ 請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名に重大な誤りのある入札書の場合
- ⑨ 入札金額の記載が不明確な入札書の場合
- ⑩ 競争加入者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない入札書の場合
- ⑪ 入札公告等において示した入札執行の日時まで提出されなかった入札書
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札書

第10 入札は予定価格の制限の範囲内で最低価格（売払い等の場合は最高価格）のものを落札者とする。ただし、当該入札が独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程第21条ただし書きの規程に該当すると認められるときは、その定めるところにより予定価格の制限の範囲内で次順位の者を落札者とする事ができる。

2 前項本文の場合において落札者とするべき同価の入札をした者が2人以上あるときはくじで落札者を決定する。

3 落札者を決定したときは入札者にその氏名（法人にあつては名称）及びその金額をその場で発表する。

ただし、第1項ただし書きにより落札者を決定する場合には別に書面で通知する。

4 第1項本文の場合においては落札となる者がいないときは直ちに再度の入札に付することができる。

第11 競りによる入札（競り下げを実施する場合に限る）を行うときは、開札した場合において、予定価格の制限の範囲内に達した価格があった場合に、予定価格の制限の範囲内に達した価格があったこと及び最低価格を入札者に通知し、入札者相互間の競り下げによる入札を行う。ただし、複数のものによる入札でなかったときは、競り下げによる入札を行わない。

第12 その他一般的約定事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程、契約事務取扱規則及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要項を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用するものとする。

~~第13 入札説明書は入札執行当日までに返却するものとする。~~

本件に係る連絡先

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3番1号

独立行政法人国立青少年教育振興機構管理部財務課調達管理室事業支援第二係

TEL：03-6407-7664

FAX：03-6407-7649

E-mail：honbu-jigyousien2@niye.go.jp

※ただし、公平な入札機会の確保のため仕様書及び入札方法等に関する質問は、E-mail、FAXにより受付けます。

仕 様 書

1 件名 国立能登青少年交流の家シーツ等賃貸借業務

2 業務の目的

受注者は、当所の運営方針を十分に理解し、良心的な品質で衛生的かつ清潔なシーツ、枕カバー（以下、「シーツ等」という。）を提供し、安全で快適な宿泊環境の維持に努めるものとする。

3 履行場所

石川県羽咋市柴垣町14-5-6

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立能登青少年交流の家（以下、「交流の家」という。）

4 賃貸借期間

平成25年10月1日から平成29年9月30日

5 契約期間中の賃借予定数量

シーツ・枕カバー・・・166,000組（1組あたりシーツ2枚、枕カバー1枚）

※ 上記数量は、賃貸借期間（4年間）に宿泊者1人が1回の宿泊で使用する寝具1組の延べ数量である。ただし、予定数量には増減があるものとする。

6 経費の負担について

シーツ等の搬入・搬出及びシーツ等の補修・洗濯に要する経費は、受注者の負担とする。

7 請求金額の計算について

毎月末、使用枚数を集計し、交流の家管理係の確認を受けるものとする。請求金額は、当該月に使用した数量に契約単価を乗じて得た金額とする。

8 賃貸借物品

シーツ等の内訳明細は以下のとおりとする。

品名	寸法	材質	その他
シーツ	160cm × 280cm	綿100%	白色
枕カバー	40cm × 75cm	綿100%	白色

(1) 交流の家管理係の依頼に応じ、洗濯済みの破損していないものを納入すると共に、使用済みのものを回収することとする。

(2) 寸法は常時使用できる状態での寸法とし、洗濯等により伸び縮みのないこと。

- (3) シーツ等は、医療機関に供しているものと共用してはならない。
- (4) 契約期間中は、シーツ等は当施設専用として他者へ貸借してはならない。

9 搬入・搬出

- (1) 搬入・搬出は、原則週2回以上行うものとし、利用団体の宿泊状況により、発注者の指示で実施回数を増やすことができるものとする。
- (2) シーツ等の搬入・搬出場所は宿舎棟シーツコーナーとする。なお、搬入場所の詳細及び搬入経路については、別図を参照すること。
- (3) 搬入に当たっては次回の搬入までにシーツ等が不足することのないよう事前に発注者に使用予定数量の確認を行うこと。
- (4) 搬入の際は、シーツ等をそれぞれ束ねた状態で搬入すること。
- (5) 搬出の方法は、利用者が使用したシーツ等を回収する際に使用するワゴンを受注者が用意し、シーツコーナーに配置しておくことにより搬出する。
- (6) 搬出に当たっては、利用者が集中する繁忙期やスポーツ大会の開催時においてシーツコーナーの搬出かごが溢れることがないように、受注者はシーツ等の回収の回数を増やすなどして、常に清潔な状態を維持するよう努めること。
- (7) シーツ等は、医療機関の搬入・搬出物と同一の運搬車両で同時積載、搬入・搬出してはならない。

10 洗濯等

- (1) 洗剤及び仕上剤は、人体に無害であり、かつ生地を傷めないものを使用し、水洗いすること。
- (2) シーツ等は、水洗い後、十分乾燥させること。
- (3) 洗濯後は、ローラー等でプレスを掛け、均一にアイロン仕上げを施すこと。
- (4) 医療機関の洗濯物と混合して洗濯はしないこと。

11 交換、補修等

- (1) シーツ等の色あせ、劣化を発見した場合は、受注者は新しいものと交換すること。
- (2) 交流の家職員は、シーツ等の清潔度で不適切な点を発見した時及び利用者が誤ってシーツ等を汚損した場合は、予備のシーツ・枕カバーから補充を行う。受注者は予備のシーツ・枕カバーが不足した場合は速やかに補充すること。

12 再委託の禁止

- (1) 受注者は、原則本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、その業務の一部について再委託する必要がある場合には、事前に発注者の承認を得た上で契約手続きを経なければならない。
- (2) 当該業務の一部を第三者に再委託した場合において、それに伴う当該第三者の行為は、受注者の行為とみなすものとする。

1.3 機密保持に関すること

業務を遂行するにあたり、提供される一切の資料及び発注者の機密事項（以下「機密事項等」という。）について、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 業務の遂行により知り得た一切の情報については、公知である情報を除き、秘密保持の義務を負うものとする。
- (2) 業務を遂行するにあたり、発注者から受けた個人情報について、当該業務の目的のみに利用し、目的以外でのデータ複製および複製ができない管理体制にあること。
- (3) 業務の実施期間及び満了後においても、業務の遂行により知り得た情報は、最善の注意をもって管理し、第三者に開示し、又は漏洩しないこと。
- (4) 受注者の責に帰すべき事由により、万が一、情報が漏洩し、損害を与えた場合には、損額賠償の責を負うとともに、当該情報等の漏洩を最小限に止めるよう前後処置に最善を尽くすものとする。

1.4 違約に対する措置

違約に対する措置については、違約事由を重度と軽度に分類した上で下記のとおりとする。

(1) 違約に対する措置

・重度の違約については、発注者が違約の事由を重度の違約と1回認定することにより発注者に下記の権利が発生するものとする。

①発注者が受注者に契約解除通知書を送付して契約を解除し、契約開始日から契約解除日までの本事業に係る経費を清算の上、受注者は違約金として契約金額の10%を支払うものとする

②発注者が受注者に改善命令書を送付の上、契約金額を契約期間の日数で除し、さらに30を乗じた額の5%を違約金として徴収し、契約を継続するものとする。

・軽度の違約については、発注者が受注者に契約期間中に3回の業務改善命令書を送付することにより発注者に下記の権利が発生するものとする。

①発注者が3回目の軽度の違約を認定した上で、受注者に契約解除通知書を送付の上、契約を解除し、契約開始日から契約解除日までの本事業に係る経費を清算の上で、受注者は違約金として契約金額の10%を支払うものとする。

②発注者が3回目の業務改善命令書を送付の上、契約金額を契約期間の日数で除し、さらに30を乗じた額の3%を違約金として徴収し、契約を継続するものとする。

上記により発注者に契約解除の権利が発生すると、発注者は受注者が違約をする毎に契約の解除を行使し得るものとする。

なお、違約金の徴収は、契約金額の10%を限度とするものとする。

(2) 違約事由の分類

違約事由の分類については、下記の基準に基づき発注者が認定するものとする。

・重度の違約については、受注者が本契約書及び本仕様書の事項を怠った結果、発注者により、下記の事態が発生したことが証明された場合とする。

- ①犯罪・火災等非常事態が発生して警察消防等治安当局が出動した場合
 - ②発注者が所有若しくは管理する資産及び物品等の破損滅失等により、発注者及び発注者施設の利用者等が活動する上で保証されている環境が害され、発注者及び発注者施設の利用者等の活動が制限された場合
 - ③機密保持に違反した場合
 - ④訴訟事案が生じた場合
- ・軽度の違約については、受注者が本契約書及び本仕様書の事項に違約があり、発注者が受注者に問い合わせた結果、受注者が違約の無いことを証明できなかった場合とする。

1 5 損害賠償

- (1) 受注者は、善良なる管理者の注意をもって業務を行うものとする。
- (2) 業務実施中に、当施設の建物・備品等を破損、または紛失した場合には、受注者は原状回復の責を負い、原状回復が不可能な場合には、当該損害を賠償するものとする。
- (3) 違約により建物・備品等を破損または紛失した場合は、受注者は損害賠償のほか違約に対する措置を受けるものとする。

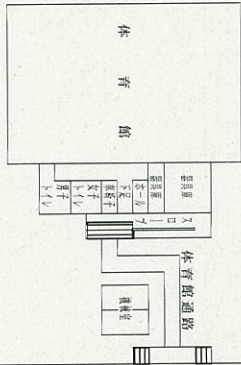
1 6 その他

- (1) 受注者は、平成25年9月27日までに各業務についての引継ぎを、前年度の受注者と打合せのうえ行うものとし、引継ぎ完了後、引継ぎ完了報告書（様式任意）を書面で発注者に報告しなければならない。
- (2) 受注者は、契約の終了が確定したときは、翌年度の受注者と打合せの上、引継ぎを行うものとし、引継ぎ完了後、発注者に書面で報告しなければならない。
- (3) 発注者が借入中の物品において、利用者による使用上の一般的な損害及び火災、天災その他不可抗力によるシーツ等の滅失・毀損等について、発注者はその責を負わないものとする。
- (4) 受注者は、本件業務を実施するときは、当施設の活動に支障のないよう細心の注意をもって作業を行なうとともに、利用者に対しては常に誠意をもって親切な態度で対応するものとする。
- (5) 作業員は、受注者所定の制服若しくは、作業服を着用し、常に清潔な服装で作業にあたること。
- (6) クリーニング業法（昭和25年法律第207号）その他関係法令を遵守すること。
- (7) 本仕様書は、業務の大要を示すものであり、本書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ、必要と認められる業務については、受注金額の範囲内で実施するものとする。
- (8) 中期目標期間終了時の見直しに伴い、契約期間及び業務内容の変更を行う場合がある。
- (9) その他仕様書及び業務仕様書に記載のない事項が発生した場合は、発注者、受注者双方協議のうえ、決定するものとする。

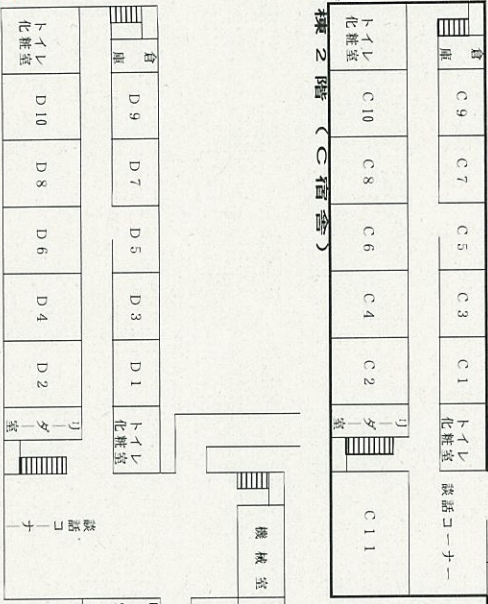
特別研修棟

室内（温水）プール

体育館



宿舎棟西階（C宿舎）



宿舎棟東階 1階

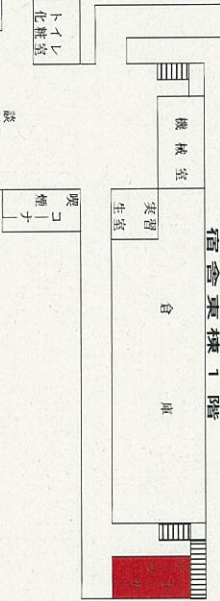
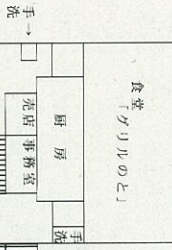


Table with columns for '和室' (Washitsu) and '特研' (Tokugen) rooms, listing room numbers and types.

サービズ棟 2階



キャンパス管理棟

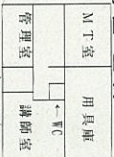
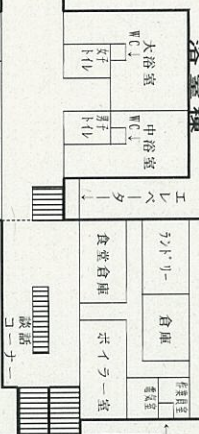


Table with columns for '第1次会場' (1st Venue) and '第2次会場' (2nd Venue), listing room numbers.

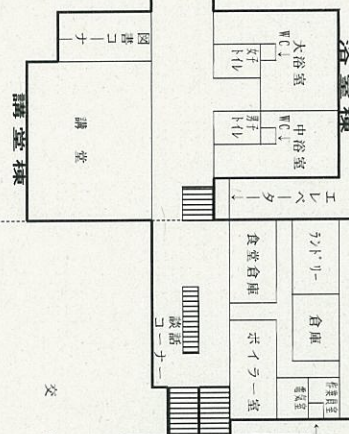
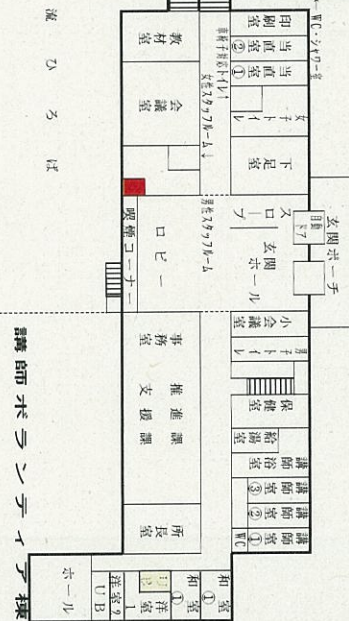
管理研修棟 2階



サービズ棟 1階



管理研修棟 1階



管理研修棟



生活体験棟「あすなろ」



契 約 書 (案)

契約件名 国立能登青少年交流の家シート等賃貸借業務

契約金額 1組当たり 金 円也
(うち消費税及び地方消費税額 金 円)

発注者 独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 田中壮一郎 代理人
理事 金谷史明 (以下「発注者」という。) と受注者 株式会社 代表取
締役 (以下「受注者」という。) との間において、「国立能登青少年交流の家シ
ート等賃貸借業務」(以下「業務」という。) について、上記の代金額で次の条項
によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(役務の提供)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき業務を実施するものとする。

(業務期間)

第2条 業務期間は、平成25年10月1日から平成29年9月30日までとする。

(業務の確認)

第3条 受注者は、業務終了後、完了報告書を独立行政法人国立青少年教育振興機
構国立能登青少年交流の家管理係に提出し、確認を受けるものとする。

(請求書提出先)

第4条 請求書は、独立行政法人国立青少年教育振興機構国立能登青少年交流の
家管理係に送付するものとする。

(代金の支払)

第5条 代金は、適正な請求書を受理後、原則として検収の翌月末までに支払う
ものとする。

(契約の解除)

第6条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、契約を解除す
ることができるものとする。

- (1) 受注者が、正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しな
いとき。
- (2) この契約の履行について、受注者に不正・不当な行為があったと
き。
- (3) 受注者がこの契約を履行する能力を失ったことが明らかに認めら
れるとき。

(4) 受注者が次のいずれかに該当するとき

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(5) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

(6) 発注者の都合により契約の解除の必要があるとき。

2 前項により契約を解除する場合には、(6)が生じたときは、発注者は受注者に対し契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする1ヶ月前までに通知し、解約できるものとするが、(1)から(5)については、書面をもって通告することによって解除するものとする。

3 前第1項(1)から(5)が生じたときには、発注者は、別紙仕様書に基づき、契約の解除若しくは契約を解除せずに受注者が発注者に違約金を支払って継続できるものとする。

4 受注者は、倒産等業務の継続が困難な場合を除き、契約解除の通告を

受けた月の翌月末日（契約解除の通知が3月の場合は当月末日）を限度として、次期受注者の契約期間開始日の前日まで本契約の業務を請負わなければならないものとする。なお、契約解除を通知した日から業務終了日までの請負費用については、請負金額を当該期間について日割り計算した金額（1円未満は切捨てとする。）を、発注者は受注者に支払うものとする。

- 5 前第1項（1）から（5）が生じたときには、発注者は、別紙仕様書に基づき契約の解除、若しくは、受注者に違約金を請求することができるものとする。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は免除する。ただし、受注者がこの契約事項を履行しなかった場合は、契約金額の10分の1に相当する違約金を発注者に対し支払うものとする。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第8条 受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。（以下「独占禁止法」という。））第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、受注者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違約行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会公示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。
- 二 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行なったとき。
- 三 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 受注者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(一般事項)

第9条 この契約についてのその他の一般的約定については、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用するものとする。

(紛争の解決)

第10条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

(裁判管轄)

第11条 この契約に関する訴えの管轄は、独立行政法人国立青少年教育振興機構本部の所在地を管轄区域とする東京地方裁判所とする。

(その他)

第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者との間で協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、発注者・受注者は次に記名押印の上、各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

発注者 住 所 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
氏 名 独立行政法人国立青少年教育振興機構
理 事 長 田中 壮一郎
代理人 理 事 金谷 史明

受注者 住 所
氏 名

(競争加入者本人が入札する場合)

様式A1

入 札 書

件 名 国立能登青少年交流の家シート等賃貸借業務

入札金額 1組当たり 金 円也

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
理事長 田中 壮一郎
代理人 理 事 金谷 史明 殿

競争加入者

住 所
会 社 名
氏 名

印

(競争加入者の代理人が入札する場合)

様式A2

入 札 書

件 名 国立能登青少年交流の家シート等賃貸借業務

入札金額 1組当たり 金 円也

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
理事長 田中 壮一郎
代理人 理 事 金谷 史明 殿

競争加入者

住 所
会 社 名
氏 名

代 理 人

住 所
代理人氏名

印

(競争加入者の復代理人が入札する場合)

様式A3

入 札 書

件 名 国立能登青少年交流の家シート等賃貸借業務

入札金額 1組当たり 金 円也

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
理事長 田中 壮一郎
代理人 理 事 金谷 史明 殿

競争加入者

住 所
会 社 名
氏 名

復 代 理 人

住 所
復代理人氏名

(代理委任状の参考例1:社員等が入札の都度、競争加入者の代理人となる場合)

様式B1

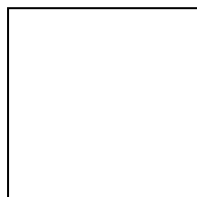
委 任 状

私は、(代理人氏名) を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

平成25年7月9日公告分の独立行政法人国立青少年教育振興機構において行なわれる「国立能登青少年交流の家シート等賃貸借業務」の一般競争入札に関する件

受任者(代理人)使用印鑑



平成 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
理事長 田中 壮一郎
代理人 理事 金谷 史明 殿

委 任 者

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

(注)これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えないこと。

(代理委任状の参考例2:支店長等が一定期間、競争加入者の代理人となる場合)

様式B2

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、独立行政法人国立青少年教育振興機構との間における下記の一切の権限を委任します。

記

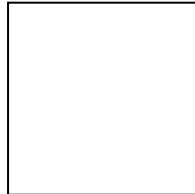
受任者(代理人) 住 所
 会社名
 氏 名

委任事項

1. 入札及び見積に関する件
2. 契約締結に関する件
3. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
4. 契約代金の請求及び受領に関する件
5. 復代理人の選任に関する件
6. ……………

委任期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

受任者(代理人)使用印鑑



平成 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
理事長 田中 壮一郎
代理人 理事 金谷 史明 殿

委 任 者

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

(注)これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えないこと。

(代理委任状の参考例3:支店長等の社員等が入札の都度、競争加入者の復代理人となる場合)

様式B3

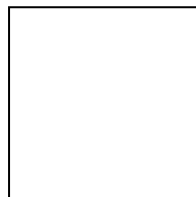
委 任 状

私は、(復代理人氏名) を(競争加入者)の代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

平成25年7月9日公告分の独立行政法人国立青少年教育振興機構において行なわれる「国立能登青少年交流の家シート等賃貸借業務」の一般競争入札に関する件

受任者(競争加入者の復代理人)使用印鑑



平成 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
理事長 田中 壮一郎
代理人 理事 金谷 史明 殿

委 任 者(競争加入者の代理人)

住 所
会 社 名
代理人氏名

印

(注)これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えないこと。

提出書類一覧

I. 事前提出書類

1. 参考見積書
(代表者名の記載及び社印・代表者印を捺印したもの) … 1部
 2. 会社の概要等を示す資料 (会社概要等) … 1部
 3. 平成25年度全省庁統一競争参加資格審査結果通知書の写し … 1部
 4. 納入実績書 (官公庁関係で同様の契約実績の写し)
 - ① 契約書 … 1部
 - ② 仕様書 … 1部
- ※ 実績がなければ提出しなくても可。
5. 入札書 (定型封筒に入れ、密封した封の上に入札者の印を押す) … 1部
 6. 委任状 (見積書に記載する氏名が支店長等の場合に必要。様式 B2) … 1部

<提出方法>

1. 提出期限 平成25年7月30日(火) 12時00分 (必着)
2. 提出先 〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
独立行政法人国立青少年教育振興機構管理部
財務課調達管理室事業支援第二係

II. 開札時提出書類

1. 委任状 (入札参加者が代理人や復代理人の場合に必要。代理人の場合
様式 B1 もしくは様式 B2、復代理人の場合は様式 B2 及び様式 B3) … 1部
2. 代理人 (復代理人) の名刺 … 1部

※開札当日に、会場で担当者に提出すること。

※その他、再度入札に備え、委任状に使用した代理人 (復代理人) の印鑑も持参すること。

III. 落札決定後の提出書類

1. 落札内訳書 … 1部
2. 委任状 (契約書及び請求書類に記載する氏名が代表者と異なる場合) … 1部

<提出方法>

1. 提出期限 落札決定後、速やかに。
2. 提出先 〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
独立行政法人国立青少年教育振興機構管理部
財務課調達管理室事業支援第二係